

【表紙】

| | |
|------------|-----------------------------------|
| 【提出書類】 | 臨時報告書 |
| 【提出先】 | 近畿財務局長 |
| 【提出日】 | 2023年9月29日 |
| 【会社名】 | 株式会社ナガオカ |
| 【英訳名】 | NAGAOKA INTERNATIONAL CORPORATION |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 梅津 泰久 |
| 【本店の所在の場所】 | 大阪市中央区安土町1丁目8番15号 |
| 【電話番号】 | (06)6261-6600(代表) |
| 【事務連絡者氏名】 | 取締役管理本部長 楯本 智也 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 大阪市中央区安土町1丁目8番15号 |
| 【電話番号】 | (06)6261-6600(代表) |
| 【事務連絡者氏名】 | 取締役管理本部長 楯本 智也 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) |

1【提出理由】

2023年9月28日開催の当社第19期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

2023年9月28日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

配当財産の種類

金銭といたします。

株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金23円 総額162,131,623円

剰余金の配当が効力を生ずる日

2023年9月29日

第2号議案 定款一部変更の件

当社は、2018年7月に本社を大阪府泉大津市から大阪市に移転しており、本社機能及びグループの牽引強化を図るため、本店も大阪市へ移転することといたしました。これに伴い、現行定款第3条に定める本店の所在地を、大阪府貝塚市から大阪市に変更するものであります。また、本変更に係る経過的な措置を定めるため、附則を設けるものであります。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

梅津泰久、楯本智也及び石田知孝の3名を取締役（監査等委員である取締役を除く。）に選任するものであります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

帽田泰輔、中井康之及び菊池健太郎の3名を監査等委員である取締役に選任するものであります。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

越本幸彦を補欠の監査等委員である取締役に選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

| 決議事項 | 賛成(個) | 反対(個) | 棄権(個) | 可決要件 | 決議の結果及び賛成割合(%) |
|--------|--------|-------|-------|------|----------------|
| 第1号議案 | 54,665 | 38 | - | (注)1 | 可決 (98.03) |
| 第2号議案 | 54,667 | 36 | - | (注)2 | 可決 (98.04) |
| 第3号議案 | | | | | |
| 梅津 泰久 | 54,402 | 301 | - | | 可決 (97.56) |
| 楯本 智也 | 54,653 | 50 | - | (注)3 | 可決 (98.01) |
| 石田 知孝 | 54,654 | 49 | - | | 可決 (98.01) |
| 第4号議案 | | | | | |
| 帽田 泰輔 | 54,531 | 172 | - | | 可決 (97.79) |
| 中井 康之 | 54,588 | 115 | - | (注)3 | 可決 (97.89) |
| 菊池 健太郎 | 54,614 | 89 | - | | 可決 (97.94) |
| 第5号議案 | 54,395 | 308 | - | (注)3 | 可決 (97.55) |

(注)1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

以上